

IASB、見解提出のお願い 「2015年アジェンダ・コンサルテーション」 の概要

【はじめに】

国際会計基準審議会 (IASB) は2015年8月11日、見解提出のお願い「2015年アジェンダ・コンサルテーション」を公表した。アジェンダ・コンサルテーションを行う目的は、財務報告に関心のあるすべての市場関係者から、IASBのワーク・プランの戦略的な方向性と全体的なバランス、また、3年に一度行うアジェンダ・コンサルテーションの期間が妥当か否かの見解を収集することにある。見解提出の期限は2015年12月31日である。

本資料では、実際のアジェンダ・コンサルテーションの順番に従い、この「見解提出のお願い」の概要を紹介する。



【背景】

国際財務報告基準 (IFRS) 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」のセクション4.3-4.5に従い、IASBは3年に一度、ワーク・プランについて公開のコンサルテーション（協議）を実施することになっている。それを受けて、2011年にIASBは初めて公開のコンサルテーションを実施し、その結果を「フィードバック・ステートメント：アジェンダ・コンサルテーション2011」（以下、「フィードバック・ステートメント」）に集約した。

アジェンダ・コンサルテーションの対象期間

今回の見解提出のお願いは、2016年半ば（今回のアジェンダ・コンサルテーションの完了予定時期）から2020年半ば（次回のアジェンダ・コンサルテーションの完了期日）までのIASBのワーク・プランに係る優先順位についての情報提供を求めている。

アジェンダ・コンサルテーションの対象項目

今回の見解提出のお願いは、IASBのワーク・プランに係る情報提供のみ求めており、それ以外のIASBの活動に係る情報提供は求めていない。

【見解提出の方法】

IASBのウェブサイトにおける専用ページ、eメールまたは郵送のいずれかの方法で提出が可能であるが、IASBはウェブサイトにおける専用ページでの提出を推奨している。

【今後の流れ】

IASBは得られた意見について、2016年初めに公開で議論することを予定しており、その結果をフィードバック・ステートメントとして公表する予定である。

【IASBにおける証拠に基づいた基準設定アプローチ】

IASBの基準設定アプローチは、前回のアジェンダ・コンサルテーション以降大きく進化した。前回のアジェンダ・コンサルテーションでは、IASBは利害関係者が証拠に基づいた基準設定を強く要求しているという明確なメッセージを受け取った。見解提出者の提案は、IASBが基準レベルのプロジェクトを始める前に、基準変更の必要性があるか否かの証拠を得るために調査研究を実施すべきというものであった。

IASBのワーク・プランに係る新しいアプローチは、基準設定活動における3つの主要な段階を反映して、以下の3つに区分されている。

- (a) リサーチ・プロジェクト: 問題の評価、実行可能な解決策の開発
- (b) 基準レベルのプロジェクト: 具体的な解決策の提案、基準の設定
- (c) 維持管理及び適用プロジェクト: 既存の基準に係る改訂や解釈指針の作成

リサーチ・プロジェクト

2011年-2012年のアジェンダ・コンサルテーションのフィードバックを受けて、IASBはリサーチ・プログラムを導入した。リサーチ・プログラムの目的は、把握された問題点の性質及びその程度に関する証拠を集めることや、財務報告の改善や不備を是正する潜在的な方法を評価することにより、可能な範囲で財務報告に係る課題を分析することである。リサーチ・プログラムの主な成果は、フィードバックを受けるために、討議資料やリサーチ資料を公表することである。利害関係者からのコメントを集めた資料の分析は、IASBが基準レベルのプロジェクトを始めるべきか否かを判断する際に役立つ。

IASBはあるリサーチ・プロジェクトを始めるか否かを考えるうえで、そのリサーチが基準レベルのプロジェクトへとつながる可能性があるか否かを検討する。

基準レベルのプロジェクト

基準レベルのプロジェクトは、新基準の開発や既存の基準の大幅な改正といったプロジェクトを意味する。問題を特定し、IASBのスタッフがその問題に関して、高品質で適用可能な最善の解決策を識別できる十分な証拠を入手したときにのみ、IASBは基準レベルのプロジェクトを開始する。したがって、基準レベルのプログラムへプロジェクトを追加するハードルは、リサーチ・プログラムの場合と比較して高い。

維持管理及び適用プロジェクト

2011年-2012年のアジェンダ・コンサルテーションにおける意見を受けて、IASBはより多くのリソースを維持管理及び適用プロジェクトへ充てている。維持管理及び適用プロジェクトは以下のプロジェクトを指す。

- (a) 既存の基準に係る小規模な改訂や解釈指針を公表するプロジェクト
- (b) 適用後レビュー

維持管理及び適用プロジェクトの多くがIFRS解釈指針委員会に対する要望に起因している。
IFRS解釈指針委員会は初期的な評価を実施し、以下の論点を取り扱う。

- (a) 広範囲に影響を与えるか、関係者に重要な影響を与える、または重要な影響を与える
と予想される論点
- (b) 複数の報告方法の削除または削減を通して改善され得る財務報告に係る論点
- (c) 既存の基準や概念フレームワークの範囲内で効率的に解決され得る論点

IFRS解釈指針委員会の評価後に、以下のいずれかが実施されることになる。

- (a) IFRS解釈指針委員会はプロジェクトを自らのワーク・プランに加え、IASBの承認を得る
ために、解釈指針、狭い範囲の修正、または年次改善を開発する。その他の方法として
は、追加の設例の提案といったガイダンスや説明を提供することもある。
- (b) IFRS解釈指針委員会は、論点についてIASBに照会する。IASBはIFRS解釈指針委員会
によって集約された証拠に基づいて、リサーチ・プログラムや基準レベルのプログラム
にその問題を追加するか否かの検討を行う。
- (c) IFRS解釈指針委員会は、論点についてIFRS教育イニシアティブに照会する。
- (d) IFRS解釈指針委員会は、アジェンダとして追加しないことを決定した場合、その理由を
公表する。IFRSがすでに十分なガイダンスを提供している場合には、そのガイダンスを
説明する。

適用後レビュー

IASBはすべての新しい基準及び主要な改訂に係る適用後レビューを実施することが求めら
れている。適用後レビューは、通常は新しい基準が適用されてから2年経過後に開始される。
ただし、IASBは上記とは異なるケースにおいても、適用後レビューを実施することがある。

IASBは適用後レビュー後、発見事項をフィードバック・ステートメントとして取りまとめる。適用
後レビューからリサーチ・プロジェクトや狭い範囲の修正、さらには基準レベルのプロジェクト
に結びつく場合もある。

【IASBのワーク・プラン】

2011年-2012年のアジェンダ・コンサルテーションの結果

IASBは「フィードバック・ステートメント」の中で以下の事項を述べた。

- (a) IASBのワーク・プランで重点的に取り組んでいる項目
 - (i) 2011年-2012年のアジェンダ・コンサルテーション時点において進行中の4つの
主要な基準レベルのプロジェクト(収益認識、金融商品、リース及び保険契約)に
重点的に取り組む
 - (ii) 概念フレームワーク
 - (iii) 維持管理及び適用(適用後レビューを含む)
- (b) ワーク・プランにプロジェクトを追加するか否か決定する前に、それぞれの潜在的なプロ
ジェクトにおける解決すべき問題を明確化するために、リサーチ・プログラムを創設する。

2012年-2015年におけるワーク・プランの開発状況

進行中の主要な基準レベルのプロジェクト(収益認識、金融商品、リース及び保険契約)に関して、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIFRS9「金融商品」は2014年に公表された。リースプロジェクトと保険契約プロジェクトは完成に近づいている。

2012年以降、IASBは以下の事項を実施した。

- (a) リサーチ・プログラムの創設
- (b) 概念フレームワーク・プロジェクトの再開
- (c) 開示イニシアティブの開始
- (d) 料金規制対象活動プロジェクトの基準レベルのプログラムへの追加
- (e) 維持管理及び適用プロジェクトの拡大
- (f) IFRS第8号「事業セグメント」及びIFRS第3号「企業結合」の適用後レビューの完了。結果として、IASBはIFRS第8号を改訂するための維持管理及び適用プロジェクト、並びに、事業の定義、のれん及び減損に係る2つのリサーチ・プロジェクトをワーク・プランに追加した。
- (g) 「中小企業向けIFRS」のレビュー完成

2015年7月31日以降のIASBのワーク・プラン

IASBは今回のアジェンダ・コンサルテーションの対象期間(2016年半ば-2020年半ば)において取り組むことが期待されている、5つのプロジェクト区分を特定している。上記で記載した3つの区分(リサーチ・プロジェクト、基準レベルのプロジェクト、維持管理及び適用プロジェクト)に加えて、分野横断的であり、重要なプロジェクトである概念フレームワークと開示イニシアティブは別途記載している。

以下の表では、2015年から2020年における、5つのプロジェクト区分へ起こりうるリソース配分の変化を記載している。

区分	2015年-2020年で起こりうるリソース配分の変化
リサーチ・プロジェクト	リサーチ・プログラムの拡大を要因とする増加
基準レベルのプロジェクト	全体的な変化なし
概念フレームワーク	プロジェクトの完了予定である2017年以降、大幅に減少
開示イニシアティブ	プロジェクトの完了によりある程度縮小する可能性あり
維持管理及び適用プロジェクト	全体的な変化なし

リサーチ・プロジェクト

リサーチ・プロジェクトの大部分は、2011年-2012年のアジェンダ・コンサルテーションで得られたフィードバックに応じて追加されたものである。以下の表は2015年7月31日時点のリサーチ・プロジェクトの要約である。

プロジェクト段階	プロジェクト
評価段階	事業の定義
	割引率
	のれん及び減損
	法人所得税
	汚染物質価格決定メカニズム(従前の「排出量取引スキーム」)
	退職後給付(年金を含む)
	主要財務諸表(従前の「業績報告」)
	引当金、偶発負債及び偶発資産
	株式報酬
開発段階	共通支配下の企業結合
	開示イニシアティブー開示原則
	動的リスク管理
	持分法
	資本の特徴を有する金融商品
活動停止段階	採掘産業、無形資産、研究開発
	外国為替換算
	高インフレ

追加される可能性のあるリサーチ・プロジェクト

IFRS解釈指針委員会はIASBに対し、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関連した多くの実務上の問題を検討するように依頼した。今回のアジェンダ・コンサルテーションのフィードバックを考慮して、IASBはその論点をリサーチ・プロジェクトに追加するか否かを決定する予定である。

リサーチ・プロジェクトの各段階

評価段階とは、財務報告における問題があるか否か、または追加的な活動が必要か否かを判断するために、実務上の適用による問題を特定し評価する段階である。

また、開発段階のリサーチ・プロジェクトとは、IASBにおける予備的な評価が完了し、追加調査が必要と判断されたプロジェクトである。

基準レベルのプロジェクトとその他の主要なプロジェクト

2015年7月31日時点の主要プロジェクトは以下のとおりである。

デュー・プロセス段階	プロジェクト
近く基準を公表予定	保険契約
	リース
公開草案を公表済み	概念フレームワーク
近く公開草案を公表予定	開示イニシアティブー会計方針及び会計上の見積りの変更
	開示イニシアティブー重要性実務指針

デュー・プロセス段階(続き)	プロジェクト(続き)
討議資料を公表済み	動的リスク管理
	料金規制対象活動
近く討議資料を公表予定	開示イニシアティブー開示原則

概念フレームワーク

2011年-2012年のアジェンダ・コンサルテーションにおいて、概念フレームワークの優先順位の見直しに関する幅広い支持があった。それを受けて2015年5月1日、IASBは概念フレームワークの変更を提案する公開草案を公表した。2015年10月26日までコメントを募集しており、IASBは2016年末までにこのプロジェクトを完了させる予定である。

開示イニシアティブ

2011年-2012年のアジェンダ・コンサルテーションにおけるフィードバック、及び2013年に実施した支援活動に基づいて、IASBは開示イニシアティブに関する作業を開始した。開示イニシアティブは、IFRSに基づいた開示がどのように改善されるかを調査研究するものであり、広範囲にわたっており、以下の項目を含んでいる。

- (a) 開示原則に係るリサーチ・プロジェクト
- (b) IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」に係る一部の開示規定の改善提案
- (c) 重要性に係る実務指針の提案
- (d) 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の特徴を明確にするためのIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂
- (e) 指針の立案の開発を目的とした既存のIFRSの開示の検討
- (f) 2014年に実施されたIAS第1号「財務諸表の表示」の改訂

維持管理及び適用プロジェクト

2015年7月31日時点において、IASBは解釈指針、狭い範囲の修正や年次改善を開発するため、13の維持管理及び適用プロジェクトに取り組んでいる。それらのプロジェクトの大部分が、今回のアジェンダ・コンサルテーションの対象期間前に完成する予定である。ただし、新しいプロジェクトがそれらに取って代わることもあり得る。

活動水準

IASBは以下のように考えている。

- (a) 現在のワーク・プランは、財務報告の適切な改善を可能にするものである。
- (b) そのワーク・プランの実施を可能にするうえで、現在の及び計画されたリソースで十分である。
- (c) IASBが現在のワーク・プランと比較して活動水準を著しく上げた場合、利害関係者は、IASBの提案を検討し、その提案に対し高品質のフィードバックを行い、その提案から生じる変更を適用するだけの十分な能力を持ち合わせないこととなる。したがって、IASBが特定の活動に重点的に取り組んだ場合には、他の活動に関する関与を相対的に低下させる可能性がある。

プログラムの優先順位付け

IASBのワーク・プランにおける個々のプロジェクトに優先順位をつけ、リソース配分を行ううえで、IASBは以下の事項を考慮する。

- (a) 財務報告書の利用者にとってのその論点の重要性
- (b) 解決すべき問題の緊急性
- (c) 他の進行中または潜在的なプロジェクトとの相互関係
- (d) 解決すべき問題の複雑性及び広汎性、並びに潜在的な解決策を開発できる可能性
- (e) 個々の提案及びワーク・プラン全体を通じ、利害関係者が提案（個々の提案及びワーク・プランにおける提案全体を含む）に対応する能力
- (f) ワーク・プランの全体的なバランス、及び最終的に基準レベルのプロジェクトにつながる可能性がある進行中のリサーチ・プロジェクトの全体的なバランス
- (g) IASBメンバーの十分な時間及びスタッフのリソースの利用可能性

【2016年-2020年におけるIASBのワーク・プランに関する質問】

IASBはこの「見解提出のお願い」の中で取り上げられているすべての事項に関してコメントを募集している。見解提出者はすべての質問に対して回答する必要はなく、また、追加の事項があればそれに関してコメントすることも推奨されている。

IASBプロジェクトのバランス

質問1

IASBのワーク・プランには以下に記載の5つの主要なプロジェクト領域が含まれます。

- (a) リサーチ・プログラム
- (b) 基準レベルのプログラム
- (c) 概念フレームワーク
- (d) 開示イニシアティブ
- (e) 維持管理及び適用プロジェクト

IASBは上述のそれぞれの領域に関して、どの程度のリソース配分を行うべきかを決めるにあたり、どのような要素を考慮すべきですか。

リサーチ・プロジェクト

質問2

IASBのリサーチ・プログラムに関して：

- (a) IASBがリサーチ・プログラムに追加すべきプロジェクトはありますか。
それは何のプロジェクトであり、その理由はどのようなものですか。
あなたが追加を提案するプロジェクトを進展させるためのリソースを確保するために、現在のリサーチ・プロジェクトの中で優先順位を下げるべきプロジェクトについても説明してください。
- (b) IASBはリサーチ・プログラムから外国為替換算と高インフレに関するプロジェクトを除外すべきですか。その理由はどのようなものですか。
- (c) その他にIASBのリサーチ・プログラムから除外すべきプロジェクトはありますか。

リサーチ・プロジェクト(続き)

質問3

質問2においてあなたが提案した新しいプロジェクトも含めた、リサーチ・プログラムの中で、相対的な重要性 (high/medium/low) と緊急性 (high/medium/low) を示してください。

また、あなたが順位付けするにあたって、特にhighとlowとしたプロジェクトについて、考慮した要素を説明してください。

主要なプロジェクト

質問4

主要なプロジェクトに係るIASBの現在のワーク・プランについて、ご意見はありますか。

維持管理及び適用プロジェクト

質問5

IASB及びIFRS解釈指針委員会は、利害関係者のニーズを満たすために、適切な適用サポートの組合せを提供していますか。また、その適用サポートは十分行われていますか。

変更のレベル

質問6

IASBのワーク・プランは全体として適切なベースで、また、原則主義の基準設定として適切な詳細さの水準で変更をもたらすようになっていますか。その理由はどのようなものですか。

その他のコメント

質問7

その他にIASBのワーク・プランに関してコメントはありますか。

アジェンダ・コンサルテーションの頻度

IASBは3年に一度、ワーク・プランについて公開のコンサルテーションを実施することになっているが、主要なリサーチ・プロジェクトを完了させ、その後の主要な基準レベルのプロジェクトを完了させるまでに、通常は3年を超える期間を要している。その結果として、1回のアジェンダ・コンサルテーションで議論の基礎を築いた主要なプロジェクトの大部分が、3年経過しても依然としてワーク・プランに残っている。したがって、3年に一度のIASBのアジェンダ・コンサルテーションは頻度が多すぎるという見解があり、アジェンダ・コンサルテーションを5年または7年おきとすることが、より現実的な間隔であると提案している。

一方で、IASBの基準設定に関する戦略及び優先順位に影響を与える変更について、適時な情報提供を行うために、3年おきが適切であるとの見解も聞かれる。

アジェンダ・コンサルテーションの頻度

質問8

主要なプロジェクトを完了させるための時間を考慮し、IASBは、アジェンダ・コンサルテーションの間隔として、現在要求されている3年よりも5年がより適切であると考えている。あなたは賛成ですか。その理由はどのようなものですか。

もし反対であれば、間隔として何年を提案しますか。その理由はどのようなものですか。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.